

取り調べの可視化など刑事訴訟法の改正を求める意見書

本年5月21日から裁判員制度が導入され、裁判に国民感覚が反映されるようになることが期待されている。一方、実際の裁判で争点となることも多い供述調書の任意性等について、裁判員となった国民が判断に迷い、あるいは任意性をめぐって裁判が長期化することが懸念されている。

こうした状況の中、検察庁、警察庁は取り調べの一部録画を試行し、警察庁は取り調べ状況を監督する部門の創設など、取り調べの適正化に向けた一定の対策を打ち出したところである。

しかし、適正な取り調べを確保する必要があることと、被疑者取り調べの録画・録音によるいわゆる可視化についての議論が行われている現状にかんがみ、取り調べのあり方を見直すことが必要である。特に、裁判員裁判は短期間の審理で判決を行うことから、取り調べの過程で万一にも虚偽の自白がなされては、冤罪という取り返しのつかない人権侵害をもたらす危険があり、不適正な取り調べを根絶する必要がある。

よって、政府におかれては、不適正な取り調べを根絶するため、録画・録音による刑事事件の取り調べの過程の可視化などを内容とする刑事訴訟法の改正を早急に行われるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年9月30日

兵庫県明石市議会